

# 公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第 50 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

## (報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とし、役員が非常勤のときの報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

## (給料)

第 3 条 役員の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 720,000 円以内
- (2) 副理事長 月額 720,000 円以内

## (通勤手当)

第 4 条 役員の通勤手当の額、支給要件及び支給方法等については、公立大学法人前橋工科大学給与規程（平成 25 年規程第 71 号。以下「給与規程」という。）の例による。ただし、非常勤役員に支給する通勤手当は、費用弁償とし、その額は公立大学法人前橋工科大学旅費規程（平成 25 年規程第 76 号）の例による。

## (期末手当)

第 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、給料月額とその額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 172.5 を乗じて得た額に基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
  - (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
  - (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
  - (4) 3 か月未満 100 分の 30
- （月の途中で就任又は退職した場合の報酬）

第6条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の給料は、第3条第1項の規定に基づく給料月額を当該月の土曜日及び日曜日を除く日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日を除いた日数を乗じて得た額とする。

2 月の初日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の給料は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日を除く日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の給料を全額支給する。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当は、日額20,000円とする。

（報酬の支給日）

第8条 役員（非常勤の者を除く。）の報酬は、毎月20日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

2 非常勤の役員の報酬は、その業務に従事した日数に応じてその都度支給する。

（報酬の支払方法）

第9条 役員の報酬の支払方法は、給与規程の例による。

（端数処理）

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（重複給与の禁止）

第11条 役員が職員を兼ねる場合においては、給与規程に基づく給与を支給するものとし、役員の報酬は支給しない。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、給与規程によるほか、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日後最初の副理事長の報酬は、第2条の規定にかかわらず、給料、通勤手当、期末手当及び地域手当とする。この場合において、副理事長の地域手当の額、支給要件及び支給方法等については、給与規程の例による。
- 3 役員となる前に前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第303号）の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第5条第2項に規定する在職期間には、その者がこの条例の適用を受けていた期間を通算する。
- 4 役員となる前に公立大学法人前橋工科大学給与規程（平成25年規程第71号）

の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第5条第2項に規定する在職期間には、その者がこの規程の適用を受けていた期間を通算する。

附 則（平成25年6月27日規程第139号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第26号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日規程第5号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年12月6日規程第15号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第15号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年1月18日規程第4号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。